○総務省告示第四百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十二年十二月二十日

総務大臣　片山　善博

(一)　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
坂本由紀子	静岡県知事	友紀会	東京都新宿区舟町一	坂本由紀子	二二、八、一一

(二)　法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
青木　幹雄	参議院議員	青木幹雄後援会	東京都千代田区平河町二―七―五	青木　幹雄	二二、七、二七
岩國　哲人	衆議院議員	行政研究会	東京都千代田区永田町二―二―一	岩國　哲人	二二、六、七
加納　時男	参議院議員	地球環境・エネルギー総合研究所	東京都港区西新橋一―二二―五	加納　時男	二二、七、二八
髙橋　嘉信	衆議院議員	嘉友会	岩手県奥州市胆沢区小山字二ノ台長根七〇―一〇	髙橋　嘉信	二二、七、二一
内藤　正光	参議院議員	内藤正光後援会	東京都足立区谷中四―六―二	内藤　正光	二二、七、三〇
中川　義雄	参議院議員	中川義雄国政研究所	北海道札幌市中央区北四条西七―五	中川　義雄	二二、七、二九
西島　英利	参議院議員	英仁会	東京都千代田区永田町二―一―一	西島　英利	二二、七、二八
南野知恵子	参議院議員	南野知恵子と共に政策を考える会	東京都千代田区永田町二―一―一	南野知恵子	二二、八、一九
長谷川憲正	参議院議員	憲正会	東京都千代田区永田町二―一―一	長谷川憲正	二二、七、二九
半田　善三	参議院議員	改革推進懇話会	東京都文京区音羽一―一七―一一	半田　善三	二二、三、三一
平田　耕一	衆議院議員	耕政会	三重県四日市市住吉町五―一〇	平田　耕一	二二、六、二
松田　岩夫	参議院議員	新政経研究会松山会	東京都千代田区永田町二―一―一	松田　岩夫	二二、九、二
矢野　洋子	参議院議員	女性党矢野洋子後援会	滋賀県湖南市岩根六七八―三三六	矢野　洋子	二二、七、一五

○国土交通省告示第千五百三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十二月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(31)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　鳴門市撫養町大桑島字濁岩浜の標示鋲（北緯一三四度一一分〇〇・一六〇八秒、東経一三四度三七分〇七・九八六一秒）から三一三度四一分二六秒六一五・七〇四メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から一二九度〇〇分四七メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から一四六度〇〇分一四二メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から一四三度三〇分三九メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から一二四度三〇分一二メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から一一三度三〇分二六メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から四二度三〇分八メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から一二三度三〇分一八一・二メートルの地点 (9)　(8)に掲げる地点から一二三度四〇分一三メートルの地点 (10)　(9)に掲げる地点から一二〇度一〇分五・九メートルの地点 (11)　(10)に掲げる地点から一二四度三〇分一六・七メートルの地点 (12)　(11)に掲げる地点から一二三度一〇分五一・一メートルの地点 (13)　(12)に掲げる地点から一二三度二〇分九・一メートルの地点 (14)　(13)に掲げる地点から一二三度一〇分一六・四メートルの地点 (15)　(14)に掲げる地点から三〇度一〇分一二メートルの地点 (16)　(15)に掲げる地点から一〇五度〇〇分一・七メートルの地点 (17)　(16)に掲げる地点から三三度五〇分〇・四メートルの地点 (18)　(17)に掲げる地点から一〇四度三〇分三〇・五メートルの地点 (19)　(18)に掲げる地点から三〇度〇〇分二・五メートルの地点 (20)　(19)に掲げる地点から三〇〇度四〇分〇・四メートルの地点 (21)　(20)に掲げる地点から二九度三七分八・六メートルの地点 (22)　(21)に掲げる地点から一二九度〇〇分一七九・九メートルの地点 (23)　(22)に掲げる地点から三九度〇〇分三一メートルの地点 (24)　(22)に掲げる地点から三九度〇〇分五五メートルの地点 (25)　(21)に掲げる地点から三九度〇九分五九・六メートルの地点 (26)　(21)に掲げる地点から三度〇七分三七・六メートルの地点 (27)　(8)に掲げる地点から三五度〇五分三〇メートルの地点 (28)　(7)に掲げる地点から三三度〇〇分三三・九メートルの地点 (29)　(4)に掲げる地点から三七度四七分六一・七メートルの地点 (30)　(2)に掲げる地点から四九度二二分六八・五メートルの地点 (31)　(1)に掲げる地点から二七度五七分六七メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十二年十二月二十日

○国土交通省告示第千五百四号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二七五の項中「船浮網取」を「船浮白浜」に改め、「及び竹富町字崎山網取と白浜港との間」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。